改正後	改正前
特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第17条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準は、特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第18条第１項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）又は特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）の実施を委託する場合を除き、特定健康診査の実施については、第１に掲げる基準とし、特定保健指導の実施については、第２に掲げる基準とする。この場合において、平成36年３月31日までの間は、第２の１の⑶及び⑷中「又は管理栄養士」とあるのは「、管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」と、第２の１の⑸及び⑹中「保健師、管理栄養士」とあるのは「保健師、管理栄養士、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。なお、保険者は、法第26条第１項の規定により、その加入者の特定健康診査及び特定保健指導の実施に支障がない場合には、他の保険者の加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導を行うことができることとされている。当該規定により他の保険者の加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導を行う保険者は、法第28条第１項の規定により、その実施を委託する場合には、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成25年厚生労働省告示第92号）に規定する基準を満たす者に委託しなければならない。	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第17条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準は、特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第18条第１項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）の実施については、第１に掲げる基準とし、特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）の実施については、第２に掲げる基準とする。なお、平成30年３月31日までの間は、第２の１の⑶及び⑷中「又は管理栄養士」とあるのは「、管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」と、第２の１の⑸及び⑹中「保健師、管理栄養士」とあるのは「保健師、管理栄養士、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。
第１　特定健康診査の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準　（略）	第１　特定健康診査の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準　（略）
第２　特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準	第２　特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準
１　人員に関する基準	１　人員に関する基準
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）
⑶　動機付け支援又は積極的支援において、初回の面接（面接による支援の内容を分割して行う場合においては、特定健康診査の結果（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断の結果を含む。４の⑹において同じ。）の全てが判明した後に行う支援を含む。）、特定保健指導の対象者の行動目標及び行動計画の作成並びに当該行動計画の実績評価（行動計画の策定の日から３月以上経過後に行う評価をいう。）を行う者は、医師、保健師又は管理栄養士であること。	⑶　動機付け支援又は積極的支援において、初回の面接、特定保健指導の対象者の行動目標及び行動計画の作成並びに当該行動計画の実績評価（行動計画の策定の日から６月以上経過後に行う評価をいう。）を行う者は、医師、保健師又は管理栄養士であること。
⑷～⑺　（略）	⑷～⑺　（略）
⑻　特定保健指導実施者（実施基準第７条第１項第２号の規定に基づき、動機付け支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に係る動機付けに関する支援を行う者又は実施基準第８条第１項第２号の規定に基づき、積極的支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に資する働きかけを行う者をいう。以下同じ。）は、国、地方公共団体、保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を修了していることが望ましいこと。	⑻　特定保健指導実施者（実施基準第７条第１項第２号の規定に基づき、動機付け支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に係る動機付けに関する支援を行う者又は実施基準第８条第１項第２号の規定に基づき、積極的支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に資する働きかけを相当な期間継続して行う者をいう。以下同じ。）は、国、地方公共団体、保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を修了していることが望ましいこと。
⑼　（略）	⑼　（略）
２　施設、設備等に関する基準　（略）	２　施設、設備等に関する基準　（略）
３　特定保健指導の内容に関する基準	３　特定保健指導の内容に関する基準
⑴　特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第７条第１項及び第８条第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法（平成25年厚生労働省告示第91号）に準拠したものであり、科学的根拠に基づくとともに、特定保健指導の対象者の特性並びに地域及び職域の特性を考慮したものであること。	⑴　特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第７条第１項及び第８条第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法（平成20年厚生労働省告示第９号）に準拠したものであり、科学的根拠に基づくとともに、特定保健指導の対象者の特性並びに地域及び職域の特性を考慮したものであること。
⑵～⑸　（略）	⑵～⑸　（略）